

(授業料減免等のしおり別紙)

修学支援新制度による授業料減免申請者の注意事項

修学支援新制度による授業料の減免は、文部科学省の修学支援新制度（令和2年4月開始）に基づき行うものとなります。成績基準や家計の経済状況に関する基準等、他の事由による減免とは取扱いが異なる点が多数あるため、本注意事項を十分に理解した上で申請してください。

1 日本学生支援機構が行う給付型奨学金（新制度）への申し込み

修学支援新制度は、日本学生支援機構が行う給付型奨学金と授業料の減免を一体とし、学生の修学を支援する制度です。本事由による減免を申請する方は、必ず給付型奨学金についても申し込みを行ってください。

支援内容	実施者	申請窓口
給付型奨学金	日本学生支援機構	学校、日本学生支援機構
授業料の減免	学校（静岡県）	学校（総務課）

2 新規認定時の条件等

- 修学支援新制度の対象者となるには、学業成績および家計状況が以下の基準を満たす必要があります。基準を満たさない場合は、減免を申請しても対象外となりますので、ご注意ください。（基準は給付型奨学金、授業料の減免共通）
- これらの判定は、給付型奨学金の認定時に行います。判定に必要な提出書類等は、給付型奨学金の申し込み時に別途お知らせするため、ここでは基準のみ紹介します。

2-1 成績基準（判定者：学校）

対象者として新たに認定されるには、以下のいずれかに該当する必要があります。

【新入生の場合】（給付型奨学金の「在学採用者」）（※）

- ア 高等学校等の評定平均値が3.5以上であること
- イ 入学者選抜試験の成績が入学者の上位2分の1以上であること
- ウ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- エ 学修計画書により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

【在校生の場合】

- ア 入学後の学業成績（通算）が、学年上位2分の1以上であること
- イ 学修計画書により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること
- ※ ただし、下記「3継続認定時の条件」の「廃止」に該当する場合は採用されません。

※ 高校在学中に「予約採用」の内定を受けた場合、成績基準の判定は入学前に実施済。

2-2 家計の経済状況に関する基準（判定者：日本学生支援機構）

2-2-1 収入に関する基準

学生および生計維持者について、以下の算式により算出された額を合算した額（減免額算定基準額）が下表のいずれかの区分に該当する必要があります。

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6% – (調整控除の額 + 税額調整額)

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額 + 税額調整額)に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額（半期）
第I区分	100円未満	満額（83,400円）
第II区分	100円以上～25,600円未満	満額の2/3（55,600円）
第III区分	25,600円以上～51,300円未満	満額の1/3（27,800円）
第IV区分（多子世帯）	51,300円以上～154,500円未満	満額（83,400円）
多子世帯	上記に関わらず所得制限なし	満額（83,400円）

※多子世帯とは①市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上②支援を受けようとする者が生計維持者に扶養されているの2点を満たす者であること。

これは、所得（上記I～IVあるいは多子世帯のいずれか）に拠らず共通である。

2-2-2 資産に関する基準

学生および生計維持者の保有資産の合計額が、以下の基準額に該当する必要があります。

〔基準額〕

5,000万円未満（但し、多子世帯授業料等減免に関しては3億円未満）

※いずれの場合も生計維持者の数は問わない。

※ここで言う資産とは、次のものとなります。

資産	資産の内容
現金	金融機関に預入していない現金の蓄え (仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む)
預貯金	普通預金、定期預金等 ※貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。(ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。)
有価証券	株式、国債、社債、地方債等
投資信託	－
貴金属等	投資用資産として保有する金・銀等（延べ棒）※宝石（指輪等）は含まない。

2-2-3 生計維持者の定義

区分	生計維持者
父母がいる場合	収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。 ひとり親の場合は父又は母のいずれか。
父母がない場合	父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者。 独立生計の場合は、学生本人。

社会的養護を必要とする者	父母の有無を問わず、独立生計と見なす。 (児童養護施設等に入所していた者等)
--------------	---

2-3 新規認定時の授業料納付猶予申請

修学支援新制度の場合、減免実施の根拠となる給付型奨学金の認定が、正規の授業料納付期限に間に合わないため、授業料の納付を猶予する必要があります。新規認定の申請時には、必ず納付猶予についても申請してください。

3 継続認定時の条件（適格認定）

3-1 成績状況の適格認定（判定者：学校）

- 看護1学科は年1回（年度末）、看護2学科及び助産学科は年2回（半期ごと）に、学業成績の判定を行い、修学支援新制度の対象者として適切かを判定します。
- 判定の結果、以下の「廃止」基準に該当した場合には、奨学金および授業料の減免が打ち切られます。また、「警告」に連続して該当した場合には、「廃止」となり、同様に打ち切りとなります。十分に理解の上、学業に励んでください。

【廃止】

次の1～4のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき

- 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
- 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること
- 履修科目の授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
- 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること

【警告】

次の1～3のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき

- 修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下であること（上記「廃止」の区分2に掲げる基準に該当するものを除く）
- 学業成績が学年における下位4分の1の範囲に属すること
ただし、次のア、イに該当する場合を除く
 - 履修済み科目の科目平均値が60点以上である場合（看護師国家試験又は助産師国家試験に十分に合格できると考えられる水準）
 - 社会的養護を必要とする者で、学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合
- 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（上記「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く）

【注意事項】

- 単位数、学業成績は、いずれも成績判定時までの累積により判断します。

- 「廃止」に該当する者で、学業成績等が著しく不良である場合には、当該年度の初日に遡り認定を取り消すため、奨学金の返納、減免された授業料の追納が必要になります。（学業成績等が著しく不良：修得単位数の合計が標準単位数の1割以下、出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合）

3-2 家計の経済状況に関する適格認定（判定者：日本学生支援機構）

毎年夏頃、新規認定時の判定と同じ基準で、家計状況の判定が行われます。判定結果によっては、奨学金や減免の額が変更となったり、対象外となることがあります。

4 休学、懲戒処分等の取り扱い

4-1 休学の場合

- 休学期間は授業料減免の対象外となるため、休学の時期によっては、減免を受けた授業料の全部または一部の追納が必要となることがあります。
- 休学により在学期間が延長される場合であっても、支援を受けることができる期間は「修業年限に相当する月数」までとなります。
- 復学時に支援を再開したい場合、所定の手続きが必要となります。復学に伴い自動的に再開される訳ではないので、ご注意ください。

4-2 懲戒処分

懲戒としての退学、停学又は訓戒の処分を受けた場合には、処分の内容に応じて、支援が打ち切り又は停止となります。

懲戒処分の区分	支援上の処置
退学、停学（3か月以上または期限の定めのないもの）	支援の遡及取消（※1）
停学（1か月以上3か月未満）	支援の停止（停学期間中）（※2）
停学（1か月未満）、訓戒	支援の停止（1か月）（※2）

※1 当該年度の初日に遡り認定を取り消すため、減免された授業料の追納が必要。

※2 停止期間中の奨学金の返納、減免された授業料の追納が必要。

5 その他

- 修学支援新制度による授業料減免の場合、満額の免除でも、授業料の全額には満たないため、必ず差額の納付が必要になります。
- 本紙には、修学支援新制度による授業料の減免を受ける上で、特に学生の皆さんに関係する部分を抜粋したものです。本紙に記載した事項以外でも、各種規程に基づき、書類等の提出を依頼したり、必要な措置を講じことがあります。